

第4部 資料

第4部 資料

1. 多摩市介護給付適正化計画 (第3部 144 ページ参照)

○要介護認定の適正化

全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施されるよう、要介護認定の認定調査の質の向上、認定審査の一層の平準化を図ります。(要介護認定の平準化)

年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
平成 30 年度 (2018 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査判定の傾向や特徴を把握し、合議体間の平準化を進める。 ・ 認定調査票の記述の充実を図る。
	○実施内容・方法
平成 31 年度 (2019 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査判定の傾向や特徴を把握し、合議体間の平準化を進める。 ・ 認定調査票の記述の充実を図る。
	○実施内容・方法
平成 32 年度 (2020 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査判定の傾向や特徴を把握し、合議体間の平準化を進める。 ・ 認定調査票の記述の充実を図る。
	○実施内容・方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務分析データや地域包括ケア「見える化システム」等を活用し、本市の状況を客観的に把握する。 ・ 認定審査会委員全体会等で考え方を共有し、合議体間の平準化を進める。 ・ 認定調査票の内容について、チェック項目との整合性の確認の充実を図るとともに、調査票確認体制を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務分析データや地域包括ケア「見える化システム」等を活用し、本市の状況を客観的に把握する。 ・ 認定審査会委員全体会等で考え方を共有し、合議体間の平準化を進める。 ・ 認定調査票の内容について、チェック項目との整合性に加えて、具体的な記述が充実するよう調査票確認体制を検討し整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務分析データや地域包括ケア「見える化システム」等を活用し、本市の状況を客観的に把握する。 ・ 認定審査会委員全体会等で考え方を共有し、合議体間の平準化を進める。 ・ 認定調査票の内容について、具体的な記述が充実するよう確認を実施する。

○ケアプランの点検

利用者の自立支援に資するケアプラン作成の支援、居宅介護支援専門員の育成、ケアマネジメントの質の向上を目的に、保険者である市と介護支援専門員等の協力のもと、東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントのガイドライン」（以下「都ガイドライン」）を活用し、ケアプラン点検を実施します。

年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
平成 30 年度 (2018 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間で、市内すべての居宅介護支援事業所のケアプラン点検を行い、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。(3年間の1年目) ・専門家のアドバイスを活用し、都ガイドラインを活用したケアプラン点検を実施する。
	○実施内容・方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度(2018 年度)は、6か所の居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員のケアプラン点検を行う。 ・専門家のアドバイスを活用した点検体制を構築する。
平成 31 年度 (2019 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間で、市内すべての居宅介護支援事業所のケアプラン点検を行い、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。(3年間の2年目) ・都ガイドラインを活用したケアプラン点検を実施しながら、多摩市版ケアプラン点検の実施体制や方法について検討する。
	○実施内容・方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度(2019 年度)は、8か所の居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員のケアプラン点検を行う。 ・専門家のアドバイスを活用した点検を継続して行う。
平成 32 年度 (2020 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間で、市内すべての居宅介護支援事業所のケアプラン点検を行い、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。(3年間の3年目) ・都ガイドラインを活用したケアプラン点検を実施しながら、多摩市版ケアプラン点検の実施体制や方法について、検討・調整を行う。
	○実施内容・方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度(2020 年度)は、8か所の居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員のケアプラン点検を行う。 ・専門家のアドバイスを活用し、点検を行いながら、多摩市版ケアプラン点検の実施体制や方法について、課題抽出・改善の検討を行う。

○住宅改修などの点検

受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し、利用者の自立支援に資する適切な住宅改修が行われるよう、利用者宅への訪問による状況確認や工事見積書の点検など、適正化の手法について検討します。

また、福祉用具貸与の仕組みの見直しや適正価格などについて、事業者及び利用者に対して、周知・啓発を行います。

年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
平成 30 年度 (2018 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の適正化の手法について検討する。 適切な福祉用具貸与について、事業者及び利用者に対して普及啓発を行う。
	○実施内容・方法
平成 31 年度 (2019 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の適正化の効果的な実施に向けて、体制等を整える。 適切な福祉用具貸与について、事業者及び利用者に対して普及啓発を行う。
	○実施内容・方法
平成 32 年度 (2020 年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の適正化について、体制等を整え効果的に実施する。 福祉用具貸与について、貸与価格の適正化を図る。
	○実施内容・方法
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の適正化について実施状況を評価し、今後の手法を検討する。 福祉用具貸与について、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）の介護給付適正化システムを活用した点検を検討する。

○医療情報との突合・縦覧点検

適正な介護報酬請求を促すため、長寿（後期高齢者）医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

また、受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
平成 30 年度 (2018 年度)	○取組目標
	・医療情報との突合を実施する。
	○実施内容・方法
	・国保連からの医療情報との突合データをもとに事業所等へ確認を行い、適正な給付を促す。
平成 31 年度 (2019 年度)	○取組目標
	・縦覧点検・医療情報との突合について、国保連から送付されるデータのうち、突合等が未実施の項目の点検について検討する。
	○実施内容・方法
	・縦覧点検・医療情報との突合について、国保連から送付されるデータのうち、突合等が未実施の項目を把握し、点検方法の検討を行う。
平成 32 年度 (2020 年度)	○取組目標
	・縦覧点検・医療情報との突合について、国保連から送付されるデータのうち、突合等が未実施の項目の点検を実施する。
	○実施内容・方法
	・縦覧点検・医療情報との突合について、国保連から送付されるデータのうち、突合等が未実施の項目の点検を実施する。

○介護給付費通知

必要なサービスが適正に提供されているかどうか確認できるよう、利用者本人または家族に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。利用者や事業者に対して、適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と共有します。

年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
平成 30 年度 (2018年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。
	○実施内容・方法
平成 31 年度 (2019年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。 ・効果や課題について評価し検討する。
	○実施内容・方法
平成 32 年度 (2020年度)	○取組目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。 ・効果や課題について評価し検討する。
	○実施内容・方法

○給付実績の活用

国保連から送付される給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、事業者への指導を行うことにより、適正なサービスの提供と介護費用の適性化を進めます。

年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
平成 30 年度 (2018 年度)	○取組目標
	・ 給付実績の活用に向けて理解を深める。
	○実施内容・方法
	・ 国保連から送付される給付実績から本市の状況を確認する。
平成 31 年度 (2019 年度)	○取組目標
	・ 給付実績の活用について検討する。
	○実施内容・方法
	・ 国保連の研修会やマニュアルを活用し、給付実績を確認する。 ・ 給付実績の具体的な活用を検討する。
平成 32 年度 (2020 年度)	○取組目標
	・ 給付実績の活用について検討する。
	○実施内容・方法
	・ 給付実績を活用した点検を実施する。

2. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 改定案策定委員会・部会

○多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定委員会設置要綱

平成29年5月11日多摩市告示第308号

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の改定案を策定するため、多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の改定案の策定に関すること。
- (2) その他計画の改定案の策定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

企画政策部企画課長 総務部防災安全課長 市民経済部経済観光課長 くらしと文化部コミュニティ・生活課長 くらしと文化部平和・人権課長 くらしと文化部文化・市民協働課長 くらしと文化部スポーツ振興課長 子ども青少年部次世代育成政策担当課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部保険年金課長 健康福祉部高齢支援課長 健康福祉部介護保険課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部健幸まちづくり推進室長 都市整備部住宅担当課長 都市整備部交通対策担当課長 永山公民館長 教育部教育指導課長
--

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は健康福祉部高齢支援課長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(部会)

第6条 委員会に、下部組織として高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会（以下「部

会」という。)を置く。

2 部会は、委員会の指示により、計画の改定案の策定に関する専門的事項を調査し、その結果を委員会に報告する。

3 部会は、次に掲げる者（以下「部会員」という。）15人以内をもって構成する。

介護サービス受給者の家族	1人以内	老人クラブ関係者	1人以内
自治会関係者	1人以内	介護保険事業者	5人以内
		保健福祉関係者	3人以内
社会福祉法人多摩市社会福祉協議会の職員	1人以内	健康福祉部高齢支援課長	
健康福祉部介護保険課長		健康福祉部健幸まちづくり推進室長	

4 部会員は、市長が委嘱し、又は任命する。

5 部会員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年3月31日までとする。

6 部会に部会長を置く。

7 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

8 部会長は、部会を招集し、会議を主宰する。

9 部会の会議は、原則として公開する。

10 部会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

（関係者の出席）

第7条 委員長及び部会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉部高齢支援課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定委員会 部会

《部会員名簿》

(敬称略)

氏名	区分	備考
實 房子	介護サービス受給者の家族	
佐々木 茂	老人クラブ関係者	
田村清太郎	自治会関係者	
石岡 基	介護保険事業者（デイサービス関係）	部会長
伊東 廣枝	介護保険事業者（ケアマネジャー関係）	
堺 佳代	介護保険事業者（ヘルパー関係）	
杉本 依子	介護保険事業者（移送関係）	
廣瀬 裕介	介護保険事業者（施設関係）	
伊藤 雅子	保健福祉関係者	
上田 直子	保健福祉関係者	
熊谷 義一	保健福祉関係者	
東島 亮治	多摩市社会福祉協議会の職員	
伊藤 和子	健康福祉部高齢支援課長	
廣瀬 友美	健康福祉部介護保険課長	
伊藤 重夫	健康福祉部健幸まちづくり推進室長	

《検討経過》

回数	開催日	主な内容
第1回	平成29年6月27日	○計画について ○地域密着型サービス等の整備について
第2回	平成29年7月7日	○地域包括ケアシステムについて ○総合事業について
第3回	平成29年7月26日	○移動支援について ○これからの介護保険制度について

○多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定委員会

《委員名簿》

(敬称略)

氏名	区分	備考
本多 剛史	企画課長	
城 所 学	防災安全課長	
宮 崎 武	経済観光課長	
尾又 孝行	コミュニティ・生活課長	
山本 保代	平和・人権課長	
立 花 寛	文化・市民協働課長 ※平成29年11月30日まで	
古谷 真美	くらしと文化部副参事 ※平成29年12月1日から	
植田 威史	スポーツ振興課長	
松崎 亜来子	次世代育成政策担当課長	
萩原 利明	福祉総務課長	
伊野 元康	健康推進課長	
伊野 勲	保険年金課長	
伊藤 和子	高齢支援課長	委員長
廣瀬 友美	介護保険課長	副委員長
松本 一宏	障害福祉課長	
伊藤 重夫	健幸まちづくり推進室長	
榎本 憲志郎	住宅担当課長	
渡邊 淳二	交通対策担当課長	
小林 弘宜	永山公民館長	
山本 武	教育指導課長事務取扱参事	

《検討経過》

回数	開催日	主な内容
第1回	平成29年10月26日	○計画策定の概要について ○介護保険制度改正の主なポイントについて ○計画（素案）について
第2回	平成29年12月26日	○第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

3. 多摩市介護保険運営協議会

○多摩市介護保険条例抜粋

※介護保険運営協議会に関する規定について抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき多摩市（以下「市」という。）が行う介護保険に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、市民が介護保険サービスを選択しこれを適切に利用することができるよう市等の責務を明らかにし、また、介護保険運営協議会を設置することにより、民意を適切に反映しながら、その円滑な運営と介護保険に関する施策の推進を図り、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

第5章 介護保険運営協議会

(設置)

第21条 介護保険に関する施策に市民等の意見を反映し、その円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、多摩市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 市の介護保険事業計画の運営に関する事項
- (2) 介護保険サービスの質の向上に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況その他介護保険に関する施策に関する事項

2 協議会は、前項に規定するもののほか、介護保険に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第23条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において市長が委嘱する。

- (1) 被保険者又は市民 5人
- (2) 介護に関し学識又は経験を有する者 2人
- (3) 介護保険サービス事業者を代表する者 3人
- (4) 介護保険関係団体代表者 2人

○多摩市介護保険運営協議会（第6期）

《委員名簿》

(敬称略)

氏名	区分	備考
猪股 忠近	公募市民委員	
香川 昇	公募市民委員	
菅原 重美	公募市民委員 ※平成29年3月31日まで	
高木 洋子	公募市民委員	
福島 紘司	公募市民委員 ※平成29年7月25日から	
水野 宏	公募市民委員	
伊藤 雅子	学識経験者（民生委員協議会会長）	
佐藤 富士子	学識経験者（大学教授）	
高橋 栄	介護保険事業者（医療法人）	
杉本 依子	介護保険事業者（民間事業者）	副会長
野上 博	介護保険事業者（社会福祉法人）	
白井 弘三	関係団体（歯科医師会会長）	
田村 豊	関係団体（医師会会長）	会長

《検討経過（平成29年度開催分）》

回数	開催日	主な内容
第1回	平成29年4月25日	多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年～32年度）について
第2回	平成29年7月25日	多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会の報告について
第3回	平成29年10月24日	第7期介護保険事業計画に盛り込むサービスについて
第4回	平成29年12月12日	第7期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）素案について
第5回	平成30年1月31日	第7期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）について

4. 介護予防・生活支援サービスの類型

介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス)

国ガイドライン例示サービス区分	現行相当のサービス	多様なサービス			
	訪問介護 (ホームヘルプ)	独自基準型 (サービスA)	住民参加型 (サービスB)	短期集中型 (サービスC)	移動支援 (サービスD)
	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
多摩市のサービス	総合事業訪問介護	なし	住民主体による訪問型サービス	なし	検討中
提供する人	介護福祉士 介護職員初任者研修等修了者		社協、シルバー人材センター、NPO等に登録している市の研修を修了した市民(生活サポーター)		
対象者・内容	要支援1・2や事業対象者で、認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う方、疾患により日常生活の動作時に息切れ等があり生活に支障がある方、退院直後で状態が不安定な方等専門的なサービスが必要と認められる方等に対する身体及び家事支援		要支援1・2や事業対象者で、生活サポーターと共に家事等を行うことで介護予防・自立支援を希望する方に対する家事支援 ※日常生活上の家事の範囲を超えること(模様替え、草むしり、花木の手入れ、大掃除など)は各団体の独自サービスとして利用できる場合がある。(団体により会員登録の有無や利用料は異なる)		生活支援体制整備事業移動分科会で検討中
利用料等	利用料は保険給付と同じ		60分/回以内、週1回 300円/回		

介護予防・生活支援サービス(通所型サービス)

国ガイドライン例示サービス区分	現行相当のサービス	多様なサービス		
	通所介護 (デイサービス)	独自基準型 (サービスA)	住民参加型 (サービスB)	短期集中型 (サービスC)
	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練や日常生活上の支援	ミニデイサービス運動・レクリエーション等	住体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプロ
多摩市のサービス	総合事業通所介護	なし	検討中	短期集中予防サービス事業(元気塾)
提供する人	通所介護事業所			多摩市いきいき元気センター(市内3カ所)
対象者・内容	要支援1・2や事業対象者で、認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う方、進行性疾患等により状態が不安定な方、全身機能の低下がみられ地域の多様な活動の場の利用が難しい方等に対し、通所介護と同様のサービス生活機能の向上のためのプログラムを行う ※施設により内容は異なる		生活支援体制整備事業居場所分科会で検討中	要支援1・2の認定や事業対象の方(自力通所が可能の方)で、リハビリテーション専門職の評価を行い、日常生活機能の評価・改善、個々にあった通いの提案を受けたい方が対象。 リハビリテーション専門職(理学療法士又は作業療法士)による運動機能向上、認知症予防、口腔・栄養機能の向上のプログラムを実施し、身体機能の改善を図る。事業の前・後で評価を実施。事業終了後は一般介護予防事業の「地域介護予防教室」等地域の多様な活動を含め、個々にあった活動の場へつなぐ。室内及び周囲の生活機能評価を訪問にて行う事ができる。
利用料等	利用料は保険給付と同じ			2時間/回、週2回、4ヶ月間、利用料無料

